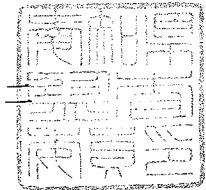


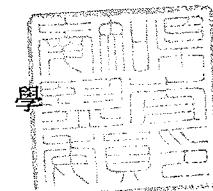
27監査第148-2号
平成27年10月15日

別記請求人及び代理人様

愛知県監査委員 西川洋



同 青山



同 後藤貞明



地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
(通知)

平成27年8月19日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」とい
う。）に係る監査の結果は、別紙のとおりです。

別紙 本件住民監査請求に係る監査の結果

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から平成27年8月19日付けで提出された住民監査請求書及び事実証明書並びに同年8月31日及び9月4日付けで提出された事実証明書並びに同年8月31日に請求人が行った陳述により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

1 請求事項

元愛知県議会議員半田晃士氏（以下「半田元議員」という。）は、議員在任中に交付を受けた政務活動費（平成23年度及び平成24年度は、政務調査費）を別紙1記載の調査研究委託（別紙1(5)②ないし⑤は、自身の調査研究費）の支出に充てたと報告しているが、これらの合計9,680,890円の支出は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第14項及び愛知県議会における政務活動費の交付に関する条例（平成13年愛知県条例第41号）に違反しており、不当利得に当たる。

よって、監査委員は、知事に対し、不当利得として半田元議員から当該政務活動費又は政務調査費を返還させるための必要な措置を執ることを勧告するよう求め る。

2 請求の理由

(1) 外部への調査研究委託について

政務活動費は、法第100条第14項で調査研究その他の活動に資するために支出すべきとされ、条例によって定められた内容にしか充てることができないとされている。愛知県は、愛知県議会における政務活動費の交付に関する条例第8条で支出可能な具体的な事項を定め、さらに愛知県議会議長が政務活動費マニュアルを作成し、支出手続を厳格に定めている。同マニュアルによれば、外部への調査研究委託については、契約書、成果物などによる実績確認が必要であると規定されている。

ところが、別紙1記載の支出に関して契約書が提出されておらず、成果物も一部を除いて公表されておらず、唯一マスコミに公表された成果物（別紙1(3)①の調査委託により作成された調査報告書）は、インターネット上の情報をコピーアンドペーストしただけのお粗末な内容であり、高額な委託料に見合うものではない。

さらには、領収書の宛名の筆跡が半田元議員の筆跡と酷似していたり（別紙1(3)①、②、(4)⑩、⑪、⑭ないし⑯、⑰、⑲、⑳、㉑、㉒）、領収書の発行者が半田元議員の兄であったり（別紙1(4)②、③、⑤、⑧）、領収書の日付が年度末に集中している（別紙1(2)①ないし③、(3)④、⑤）など不自然な点が多くある。

これらの事実に加え、委託料が常識はずれと言えるほど高額であり、かつ、通

常であれば、一つの調査事項に関しては、一度の支払がなされるはずであるのに、それぞれの時期に、同一テーマで日時をおかずには、複数回にわたって、それぞれまとめた金額が支払われていることに鑑みれば、半田元議員が現実に外部へ調査委託して別紙1記載の委託料が発生していたとは考えられない。

(2) 議員引退直前の調査研究費について

ア 半田元議員は、平成27年4月の任期満了をもって議員を引退しているところ、その直前の同月1日から10日までオーストラリアのパース市を海外視察している。仮にその海外視察が調査研究目的であるとすると、その結果を議員活動に生かすことは日程的に不可能であり、無駄な海外視察ということになる。

パース市の視察が手続的、形式的に任期中の視察として認められるものであるとしても、その実態が観光旅行にすぎないことは明らかである。

出発前後の観光政策調査等（別紙1(4)⑯ないし⑯、(5)①）、視察手配作業（別紙1(4)⑬）、資料翻訳作業（別紙1(4)⑭）の支出については、それらが具体的にどのような作業に対して支払われたか不明であるばかりか、このようにさみだれ式に多額の費用を支払うことは行政視察では通常ありえず、不自然である。

半田元議員は、パース市の海外視察報告書を作成しているが、その中身はほとんどがインターネット上の情報のコピーアンドペーストであって、委託したり、パース市に行かなくても作成することができるようなものであり、それらの調査等の委託料や航空券代、宿泊代が政務活動費として認められるものとは考えられない。

イ 平成27年4月19日の日本将棋連盟谷川会長の紫綬褒章受章を祝う会へ出席するための交通費（別紙1(5)④、⑤）については、調査内容を議員として生かすことが不可能な時期における調査研究活動とは到底評価できない儀礼的な会合への参加であることから、政務活動費として支出することが許されないことは明らかである。

第2 監査委員の除斥

監査委員の中野治美及び神戸洋美は、法第199条の2の規定により除斥された。

第3 監査の実施

本件住民監査請求は、法第242条の要件に適合していると認めたので、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

愛知県知事が平成23年度から平成27年度までの間に半田元議員に交付した政務調査費又は政務活動費に係る別紙1記載の各支出について

2 監査対象機関

議会事務局

第4 監査結果

1 認定した事実

(1) 政務調査費及び政務活動費に係る制度について

ア 半田元議員が平成23年度及び平成24年度に交付を受けた政務調査費は、愛知県議会における政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成25年愛知県条例第1号）による改正前の愛知県議会における政務調査費の交付に関する条例第7条第2項の規定に基づいて交付されたものであり、愛知県議会における政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程（平成25年愛知県議会告示第1号）による改正前の愛知県議会における政務調査費の交付に関する規程（平成13年愛知県議会告示第1号。以下「旧規程」という。）別表第2により、その使途基準が定められていた。政務調査費の統一の運用基準として、政務調査費マニュアルが議長により定められていた。

半田元議員が平成25年度から平成27年度までの間に交付を受けた政務活動費は、愛知県議会における政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）第7条第2項の規定に基づいて交付されたものであり、条例別表第2により、それを充てることができる経費の範囲が定められている。政務活動費の統一の運用基準として、政務活動費マニュアルが議長により定められている。

イ 交付等の手続について

(ア) 知事による交付

知事は、毎年、会派及び議員の当該年度分の交付の決定をし、交付の決定をされた会派及び議員は、毎月5日までに当月分を知事に請求する。請求を受けた知事は速やかに交付する。その額は、議員一人当たり月額50万円である。

(イ) 議長への収支報告書等の提出

会派の代表者及び議員は、前年度における収支報告書及び領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを毎年4月30日までに議長に提出する。

(ウ) 議会事務局による点検

議長に提出された収支報告書及び領収書その他の支出の事実を証する書類の写しについて、議会事務局は点検を行う。

(エ) 議長から知事への収支報告書の送付

議長は、会派代表者及び議員から提出のあった収支報告書の写しを知事に送付する。

(オ) 返還

知事は、会派及び議員が交付を受けた収入の総額から支出の総額を控除して残余があるとき、当該会派及び議員に対し、当該残余の額に相当する額の返還を命じることができる。

ウ 政務調査費マニュアル及び政務活動費マニュアルの定めについて

政務調査費マニュアル及び政務活動費マニュアルには、次のような定めが置かれていた。

- (ア) 支出内容は、金額・態様に妥当性があること。
- (イ) 領収書その他の書類等の客観的証拠があり、活動内容が説明可能のこと。
- (ウ) 外部への調査研究委託については、契約書、成果物などによる実績確認ができることが必要である。

また、政務活動費マニュアルでは、海外において調査研究活動を実施した場合は政務活動費海外調査報告書を、県外において政務活動を実施した場合は政務活動費県外活動報告書を作成し、その目的、内容、成果等を明らかにすることが定められ、政務活動費海外調査報告書については、平成25年度の政務活動費から、政務活動費県外活動報告書については、平成26年度の政務活動費から適用された。

(2) 半田元議員による別紙1記載の各支出について

ア 半田元議員が議長に提出した別紙1記載の各支出に係る領収書によると、それらの支出のうち、別紙1(1)①の支出は研修費に該当し、その他の支出は調査研究費に該当するものとされていた。そして、それらの領収書からは、別紙1記載の各支出は、別紙1記載の各支出年月日（別紙1(1)①の支出にあっては、平成23年11月25日）及び支払金額により支払われたことが認められ、別紙1(1)①の支出はランチセミナーの講師料の経費に、別紙1(5)②及び③の支出は半田元議員のパース市の視察に係る航空券代及び宿泊代の経費に、別紙1(5)④及び⑤の支出は半田元議員の日本将棋連盟谷川会長の紫綬褒章受章を祝う会出席に係る交通費の経費に、その他の支出は別紙1記載の各調査委託のテーマによる委託費の経費に政務調査費又は政務活動費が充てられたことが認められた。

請求人が別紙1(3)①及び②並びに④⑩、⑪、⑭ないし⑯、⑰、⑲及び⑳の支出に係る領収書の宛名の筆跡が半田元議員の筆跡と酷似していることをもつて不自然である旨主張する点については、半田元議員も、それらの領収書の受託者の住所及び氏名以外の部分は半田元議員が書いたものであることを認めているところである。しかし、半田元議員が書いたとする部分は、領収書の作成名義人に関わるものではないため、特段問題となるものではない。

イ 別紙1(1)①の支出に係るランチセミナーは、半田元議員によると、「将棋と日本文化教育のコラボレーションの可能性について」をテーマとして、半田元議員が主催して行われた。

ウ 調査等の委託の実績確認について

(ア) 別紙1(1)②の支出に係る委託については、半田元議員から、その成果物として、「報告書 半田晃士愛知県議員用：東日本大震災現地調査及び愛知県の防災に活かすべき提案資料」が示された。同報告書には、東日本大震災被

災状況の現地調査内容（被害状況や問題点）や他自治体の対策事例などが記載されており、当該調査委託の実績を確認することができるものであると認められた。

(イ) 別紙1(3)①の支出に係る委託については、半田元議員から、その成果物として、「報告書 半田晃士愛知県議員用：欧州農業政策・犬猫の殺処分ゼロ政策・都市交通政策調査及び愛知県の政策に活かすべき資料」が示された。同報告書には、オランダの農業政策、ドイツでの犬猫殺処分政策やフランスの都市交通政策について現地調査した内容や半田元議員からの質問についての取材先の回答などが記載されており、当該調査委託の実績を確認することができるものと認められた。

(ウ) 別紙1(4)②及び③の支出に係る委託については、半田元議員から、その成果物として、「NPO設立手続問題調査報告書」が示された。同報告書には、NPO設立手続を行う際の問題事例とその解決策の提案などが記載されており、当該調査委託の実績を確認することができるものと認められた。

(エ) 別紙1(4)⑤及び⑧の支出に係る委託については、半田元議員から、その成果物として、「NPO運営・認定問題調査報告書」が示された。同報告書には、NPO運営や認定をする上での問題事例とその解決策の提案などが記載されており、当該調査委託の実績を確認することができるものと認められた。

(オ) 別紙1(2)①ないし③、(3)②ないし⑤、(4)①、④、⑥、⑦及び⑨ないし⑫並びに(5)①の支出に係る委託については、半田元議員から示された書類のみでは、その実績を確認することができず、監査期間内には、それを確認することができなかつた。

エ 別紙1(5)②及び③並びに④及び⑤の支出に係る報告書について

(ア) 別紙1(5)②及び③の支出は、半田元議員のパース市の視察に係る航空券代及び宿泊代の経費に政務活動費が充てられたものであるが、半田元議員が提出した政務活動費海外調査報告書によると、当該視察は、平成27年4月1日から同月10日までの日程で、愛知県が平成27年4月から観光局を創設し、海外からの観光客の誘致に注力し始めたことから、世界の類似条件都市からパース市を選定し、外国人観光客誘致政策や市内の街づくり政策について調査が行われたものである。

また、半田元議員から示された当該視察に係る海外調査報告書には、パース市内の状況のほか、市の担当者との面談の様子、現地でのインタビューの内容などが記載されていた。

(イ) 別紙1(5)④及び⑤の支出は、半田元議員の日本将棋連盟谷川会長の紫綬褒章受章を祝う会出席に係る交通費の経費に政務活動費が充てられたものであるが、半田元議員が提出した政務活動費県外活動報告書によると、同会は、

平成27年4月19日に開催され、同会において半田元議員は、愛知県の将棋文化振興について、谷川会長及び連盟幹部と話し合った。

2 判断

以上の認定した事実に基づき、請求人の主張を踏まえ、判断する。

(1) 外部への調査研究委託等について

ア 別紙1(1)①の支出は、半田元議員が主催した「将棋と日本文化教育のコラボレーションの可能性について」をテーマとしたランチセミナーの講師に対する講師料の経費に政務調査費が充てられたものであり、当該経費は、議員の調査研究に資するため必要な経費と認められることから、旧規程別表第2に定める研修費の議員が行う研修会の実施に要する講師謝金の経費に該当するものと認められる。

イ 別紙1(1)②の支出は、半田元議員が東日本大震災現地被害調査及び愛知県の防災に活かすべき提案の作成を委託した際の委託料の経費に政務調査費が充てられたものであり、当該経費は、議員の調査研究に資するため必要な経費と認められることから、旧規程別表第2に定める調査研究費の議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査委託に要する調査委託費の経費に該当するものと認められる。

ウ 別紙1(3)①の支出は、半田元議員がオランダの農業政策等の現地調査を委託した際の委託料の経費に政務活動費が充てられたものであり、当該経費は、議員の調査研究に資するため必要な経費と認められることから、条例別表第2に定める調査研究費の議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査委託に要する委託費の経費に該当するものと認められる。

なお、請求人は、別紙1(3)①に係る報告書は、インターネット上の情報をコピーアンドペーストしただけのお粗末な調査内容であり、高額な委託料に見合うものではない旨主張するが、当該調査報告書はインターネット上の情報をコピーアンドペーストしただけのものとは認められず、政務活動費マニュアル上、政務活動費に係る支出内容は金額に妥当性があることとされているところ、別紙1(3)①の支出金額が明らかに妥当性を欠くものであるとは認められない。

エ 別紙1(4)②及び③並びに⑤及び⑧の支出は、半田元議員が、NPO設立手続問題及びNPO運営・認定問題について調査を委託した際の委託料の経費に政務調査費が充てられたものであり、当該経費は、議員の調査研究に資するため必要な経費と認められることから、条例別表第2に定める調査研究費の議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査委託に要する委託費の経費に該当するものと認められる。

なお、請求人は、領収書の発行者が半田元議員の兄であることをもって不自然である旨主張するが、半田元議員によると、行政書士はNPO設立に関わる

ことが多いことなどから依頼したとされており、格別不自然な点は認められない。

また、請求人は、通常であれば、一つの調査事項に関しては、一度の支払がなされるはずである旨主張するが、別紙1(4)②及び③並びに別紙1(4)⑤及び⑧の支出は、半田元議員によると、それぞれ一つの委託契約に基づき、2回の支払が行われたものであって、それ自体は問題となるものではなく、また、それぞれの支出金額が明らかに妥当性を欠くものであるとは認められない。

オ 別紙1(2)①ないし③、③②ないし⑤並びに④①、④、⑥、⑦、⑨ないし⑯、⑰、⑲及び⑳の支出に係る委託については、半田元議員から示された書類のみでは、その実績を確認することができず、監査期間内には、確認することができなかつたため、当該支出に係る経費が旧規程又は条例に定める調査研究費に該当するか否かについて明確な判断ができない。

(2) 議員引退直前の調査研究費について

ア 別紙1(5)②及び③の支出は、半田元議員のパース市の視察に係る航空券代及び宿泊代の経費に政務活動費が充てられたものである。先に認定したとおり、当該視察は、平成27年4月1日から同月10日までの日程で行われたものであるが、議員の政務活動について時期の制限に係る定めはなく、また、当該視察が、愛知県が平成27年4月から観光局を創設し、海外からの観光客の誘致に注力し始めたことから、世界の類似条件都市からパース市を選定し、外国人観光客誘致政策や市内の街づくり政策について調査が行われたものであり、市の担当者との面談なども行われていることからすると、それが明らかに観光旅行であるものとは認められない。

半田元議員が提出した政務活動費海外調査報告書からは、それらの経費は、議員の調査研究に資するための必要な経費と認められることから、条例別表第2に定める調査研究費の議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）に要する交通費又は宿泊費の経費に該当するものと認められる。

イ 別紙1(5)④及び⑤の支出は、半田元議員の日本将棋連盟谷川会長の紫綬褒章受章を祝う会出席に係る交通費の経費に政務活動費が充てられたものである。先に認定したとおり、同会は平成27年4月19日に開催されたものであるが、議員の政務活動について時期の制限に係る定めはなく、また、同会において、愛知県の将棋文化振興について谷川会長及び連盟幹部との話合いが行われていることからすると、同会への出席が、儀礼的な会合への参加にすぎないものは認められない。

半田元議員が提出した政務活動費県外活動報告書からは、それらの経費は、議員の調査研究に資するための必要な経費と認められることから、条例別表第

2に定める調査研究費の議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）に要する交通費の経費に該当するものと認められる。

ウ 別紙1(4)⑯ないし⑭及び(5)①の支出に係る委託については、半田元議員から示された書類のみでは、その実績を確認することができず、監査期間内には、確認することができなかつたため、当該支出に係る経費が条例に定める調査研究費に該当するか否かについて明確な判断ができない。

3 結論

上記の理由から、別紙1(1)①及び②、(3)①、(4)②、③、⑤及び⑧並びに(5)②ないし⑤の支出については、請求人の主張は理由がないものと認められるので当該支出に係る請求人の請求を棄却する。

また、別紙1(2)①ないし③、(3)②ないし⑤、(4)①、④、⑥、⑦及び⑨ないし⑭並びに(5)①の支出については、それらの支出に係る経費が旧規程又は条例に定める調査研究費に該当するか否かについて明確な判断ができないので、愛知県知事に対し、別紙2のとおり勧告する。

第5 要望

本件についての判断は、以上のとおりであるが、今回の監査を踏まえ以下のとおり要望する。

政務活動費の外部への調査研究委託に係る支出については、政務活動費マニュアルにより、契約書、成果物などによる実績確認ができることが必要である旨が定められているが、このたびの監査において、当該実績を確認することができる書類の一部が直ちに提示されなかつた。議会におかれては、政務活動費の支出に係る証書類等の調製、整理及び保管について周知徹底されたい。また、県民に対する説明責任を果たす観点から常に透明性の確保を念頭に制度の運用に当たられることを要望する。

別紙1

(1)平成23年度

番号	支出年月日	支出金額	調査委託のテーマ
①	平成23年11月22日	300,000円	将棋と日本文化教育のコラボレーションの可能性について
②	平成24年3月17日	1,500,000円	東日本大震災現地被害調査及び愛知県の防災に活かすべき提案の作成料

(2)平成24年度

番号	支出年月日	支出金額	調査委託のテーマ
①	平成25年3月31日	800,000円	西区地震防災アンケート調査手数料(800部)
②	平成25年3月31日	200,000円	西区地震防災アンケート調査手数料(200部)
③	平成25年3月31日	500,000円	西区地震防災アンケート調査手数料(500部)

(3)平成25年度

番号	支出年月日	支出金額	調査委託のテーマ
①	平成25年12月10日	730,000円	ヨーロッパ現地調査費(委託)(ドイツ・オランダ・フランス)
②	平成25年12月28日	680,000円	西区地震防災アンケート集計・分析・報告作成料
③	平成25年12月29日	500,000円	防災アンケート調査費用(500部)
④	平成26年3月6日	300,000円	地域猫保護予備調査
⑤	平成26年3月31日	300,000円	地域猫保護予備調査

(4)平成26年度

番号	支出年月日	支出金額	調査委託のテーマ
①	平成26年4月30日	30,000円	生活保護受給実態調査①
②	平成26年5月7日	150,000円	NPO設立手続問題調査①
③	平成26年5月30日	150,000円	NPO設立手續問題調査②
④	平成26年5月31日	30,000円	生活保護受給実態調査②
⑤	平成26年6月16日	150,000円	NPO運営・認定問題調査①
⑥	平成26年6月25日	150,000円	名古屋市動物愛護団体調査①

⑦	平成26年6月30日	250,000円	愛知県動物愛護団体調査①
⑧	平成26年7月14日	150,000円	NPO運営・認定問題調査②
⑨	平成26年8月7日	150,000円	名古屋市動物愛護団体調査②
⑩	平成26年8月11日	100,000円	愛知県動物愛護団体調査②
⑪	平成26年9月4日	150,000円	環境省動物愛護政策調査
⑫	平成26年9月6日	100,000円	愛知県将棋文化振興策研究①
⑬	平成26年10月9日	100,000円	愛知県将棋普及活動調査①
⑭	平成26年10月15日	100,000円	愛知県動物愛護団体調査③
⑮	平成26年11月1日	150,000円	名古屋市動物愛護団体活動調査①
⑯	平成26年12月1日	150,000円	名古屋市動物愛護団体活動調査②
⑰	平成26年12月5日	150,000円	名古屋城内野良猫実態調査①
⑱	平成26年12月21日	100,000円	名古屋城内野良猫実態調査②
⑲	平成27年1月15日	200,000円	名古屋市観光政策調査
⑳	平成27年1月19日	200,000円	オーストラリア観光政策調査
㉑	平成27年2月12日	250,000円	政令指定都市観光政策調査
㉒	平成27年2月23日	200,000円	パース市観光政策調査
㉓	平成27年3月11日	150,000円	パース市視察手配作業
㉔	平成27年3月16日	170,000円	パース市英語資料翻訳作業

(5) 平成27年度

番号	支出年月日	支出金額	調査委託のテーマ
①	平成27年4月15日	90,000円	パース市視察調査資料整理作業
②	平成27年4月17日	113,150円	パース市視察航空券代
③	平成27年4月17日	164,200円	パース市視察調査宿泊代
④	平成27年4月19日	11,770円	日本将棋連盟谷川会長の紫綬褒章受章を祝う会交通費
⑤	平成27年4月19日	11,770円	日本将棋連盟谷川会長の紫綬褒章受章を祝う会交通費

平成23年度から平成27年度まで合計支出金額 9,680,890円

別紙2

勧告

愛知県知事が平成24年度から平成27年度までの間に元愛知県議会議員半田晃士氏に交付した政務調査費又は政務活動費に係る下記の支出については、当該支出に係る調査等の委託の実績を直ちに確認することができず、当該支出に係る経費が愛知県議会における政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程（平成25年愛知県議会告示第1号）による改正前の愛知県議会における政務調査費の交付に関する規程（平成13年愛知県議会告示第1号）又は愛知県議会における政務活動費の交付に関する条例（平成13年愛知県条例第41号）に定める調査研究費に該当するか否かが明らかでない。

したがって、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、平成27年12月31日までに、それらの調査等の委託の実績を確認して、当該支出に係る経費が愛知県議会における政務調査費の交付に関する規程又は愛知県議会における政務活動費の交付に関する条例に定める調査研究費に該当するか否かを判断し、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるよう勧告する。

記

平成24年度

支出年月日	支出金額	摘要
平成25年3月31日	800,000円	西区地震防災アンケート調査手数料 (800部)
平成25年3月31日	200,000円	西区地震防災アンケート調査手数料 (200部)
平成25年3月31日	500,000円	西区地震防災アンケート調査手数料 (500部)

平成25年度

支出年月日	支出金額	摘要
平成25年12月28日	680,000円	西区地震防災アンケート集計・分析・報告作成料
平成25年12月29日	500,000円	防災アンケート調査費用(500部)
平成26年3月6日	300,000円	地域猫保護予備調査
平成26年3月31日	300,000円	地域猫保護予備調査

平成26年度

支出年月日	支出金額	摘要
平成26年4月30日	30,000円	生活保護受給実態調査①
平成26年5月31日	30,000円	生活保護受給実態調査②
平成26年6月25日	150,000円	名古屋市動物愛護団体調査①

平成26年6月30日	250,000円	愛知県動物愛護団体調査①
平成26年8月7日	150,000円	名古屋市動物愛護団体調査②
平成26年8月11日	100,000円	愛知県動物愛護団体調査②
平成26年9月4日	150,000円	環境省動物愛護政策調査
平成26年9月6日	100,000円	愛知県将棋文化振興策研究①
平成26年10月9日	100,000円	愛知県将棋普及活動調査①
平成26年10月15日	100,000円	愛知県動物愛護団体調査③
平成26年11月1日	150,000円	名古屋市動物愛護団体活動調査①
平成26年12月1日	150,000円	名古屋市動物愛護団体活動調査②
平成26年12月5日	150,000円	名古屋城内野良猫実態調査①
平成26年12月21日	100,000円	名古屋城内野良猫実態調査②
平成27年1月15日	200,000円	名古屋市観光政策調査
平成27年1月19日	200,000円	オーストラリア観光政策調査
平成27年2月12日	250,000円	政令指定都市観光政策調査
平成27年2月23日	200,000円	パース市観光政策調査
平成27年3月11日	150,000円	パース市視察手配作業
平成27年3月16日	170,000円	パース市英語資料翻訳作業

平成27年度

支出年月日	支出金額	摘要
平成27年4月15日	90,000円	パース市視察調査資料整理作業